

主要改正項目を分かりやすく解説！

令和3年度 税制改正

横浜総合事務所セミナールーム



講師：税理士法人横浜総合事務所 Team税務支援 土屋 和宏

○ 自己紹介



税理士法人 横浜総合事務所
Team戦略経営支援 グループリーダー

土屋 和宏

1978年長野県生まれ。

2008年8月に税理士法人横浜総合事務所に入社。

税理士試験の経験から、税務に特化した旧税務支援部に配属。

上場企業監査の担当者を兼任しながら、個人の相続や中小企業の事業承継などの資産税案件を担当。また事業承継の出口戦略の1つであるM&A業務も担当。

組織全体と豊富なネットワークの連携で多角的な視点からお客様をサポートしている。

○ 目次

①法人税関係

- ・デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設
- ・所得拡大促進税制の見直し
- ・中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設

②所得税関係

- ・退職所得課税の見直し
- ・住宅ローン控除の見直し

③資産税関係

- ・相続税と贈与税の一体課税について
- ・教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し
- ・結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し

④納税環境関係

- ・国税・地方税関係書類における押印義務の見直し
- ・電子帳簿等保存制度の見直し

① 法人税関係

○ (法人税) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設【減税】

【内容】

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、対象資産への投資に関して、一定の要件を満たす場合には、その投資額に対する税額控除又は特別償却の選択適用ができる制度を設ける。

【デジタルトランスフォーメーション (DX) とは?】

「デジタル技術をフル活用し、これまでにないビジネスモデルや組織体制を改革し、新たな価値を創出し市場での優位性を確立する取り組み」 = **デジタルを活用した企業の変革!**

【適用要件】

- 青色申告書を提出していること
- 産業競争力強化法の「事業適応計画」について認定をうけていること

対象資産	投資限度額	特別償却	税額控除
ソフトウェア 繰延資産 機械装置・器具備品	下限額：売上高の0.1%以上 上限額：300億円	30%	3% (外部とのデータ連携の場合は5%)

※事業適応計画（仮称）の認定要件とは、下記2要件を満たす必要があると考えられる

- デジタル要件：データ連携、クラウド活用、「DX認定」の取得
- 企業変革要件：全社レベルでの意思決定、一定以上の生産性向上

適用時期：施行日から令和5年3月31日までの間に認定を受けた投資に対して適用する。

○ (法人税) 所得拡大促進促進税制の見直し【適用要件の見直し】

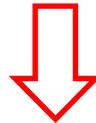
【内容】

雇用を守りつつ賃上げだけでなく雇用を増加させる企業の税負担を軽減する制度について、適用要件の見直しを行い、「新規雇用者給与」の増加に重点を置く要件に見直しを行う。

適用要件の比較

現行 (2要件)	改正後 (1要件)
<ul style="list-style-type: none"> □ 継続者給与：前年から1.5%増加 □ 雇用者給与：前年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 継続者給与：なし □ 雇用者給与：前年から1.5%増加

税額控除額の比較



要件満たすと

簡単に言うと、
⇒会社全体の給与支給額が1.5%増加すれば適用可

	現行	改正後
原則	雇用者給与前年増加額×15%	雇用者給与前年増加額×15%
上乗せ	雇用者給与前年増加額×25% 【要件】 ① 継続者給与：前年から2.5%増加 ② 一定の投資（教育訓練10%増）	雇用者給与前年増加額×25% 【要件】 ① 雇用者給与 ：前年から2.5%増加 ② 一定の投資（教育訓練10%増）

適用時期：令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度について適用する。

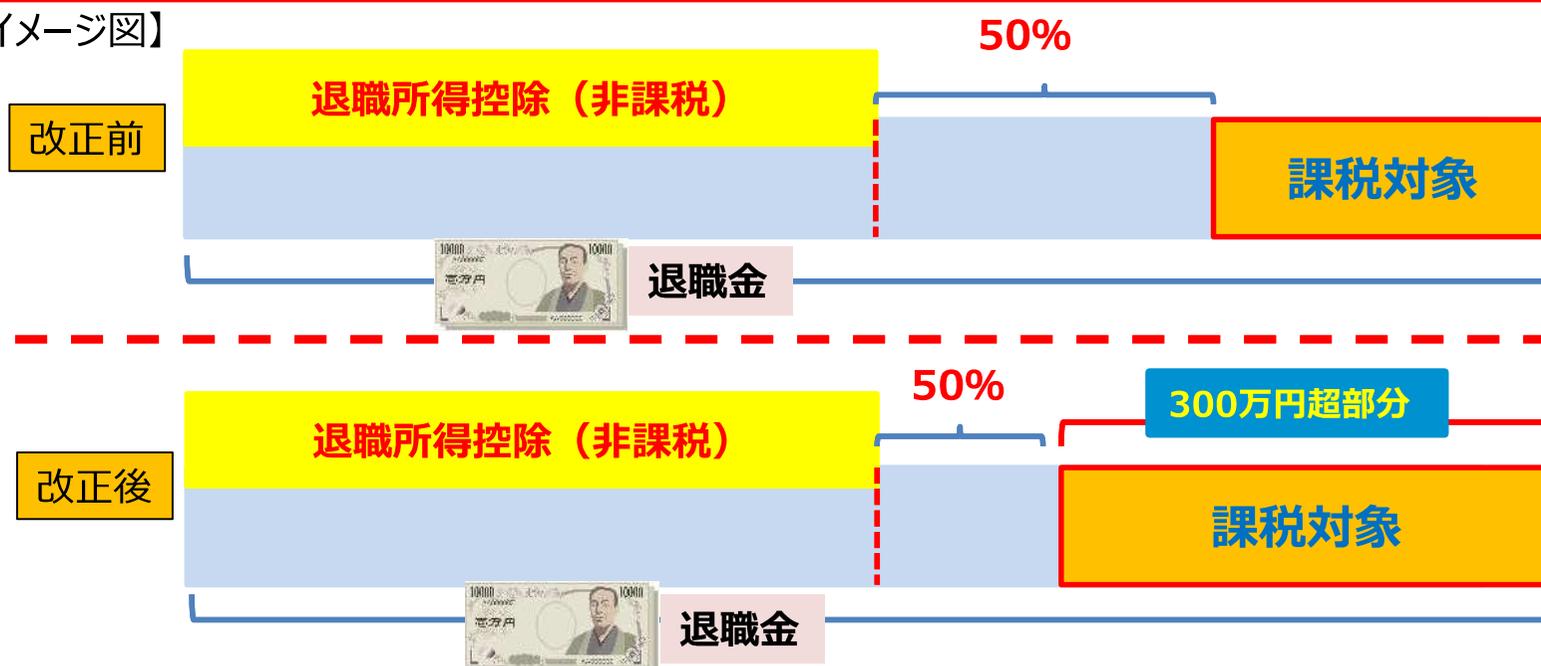
② 所得税関係

○（所得税）退職所得課税の見直し【増税】

【内容】

勤続年数5年以下の従業員（役員以外）の退職手当について、その退職金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分については、2分の1課税の適用ができなくなる。

【イメージ図】



※退職所得控除は勤続年数に応じて計算（5年の場合：40万円×5年＝200万円）

従業員で5年以内の退職金がこの規定に該当する場合はあまり想定できない⇒親族への支給に注意！

適用時期：令和4年分以後の所得税について適用される。

○ (所得税) 住宅ローン控除の見直し【減税】

【内容】

- 住宅の取得に係る消費税が10%の住宅ローン控除の控除期間13年の特例が延長
- 合計所得金額が1,000万円以下の場合には、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅も対象

適用要件の比較

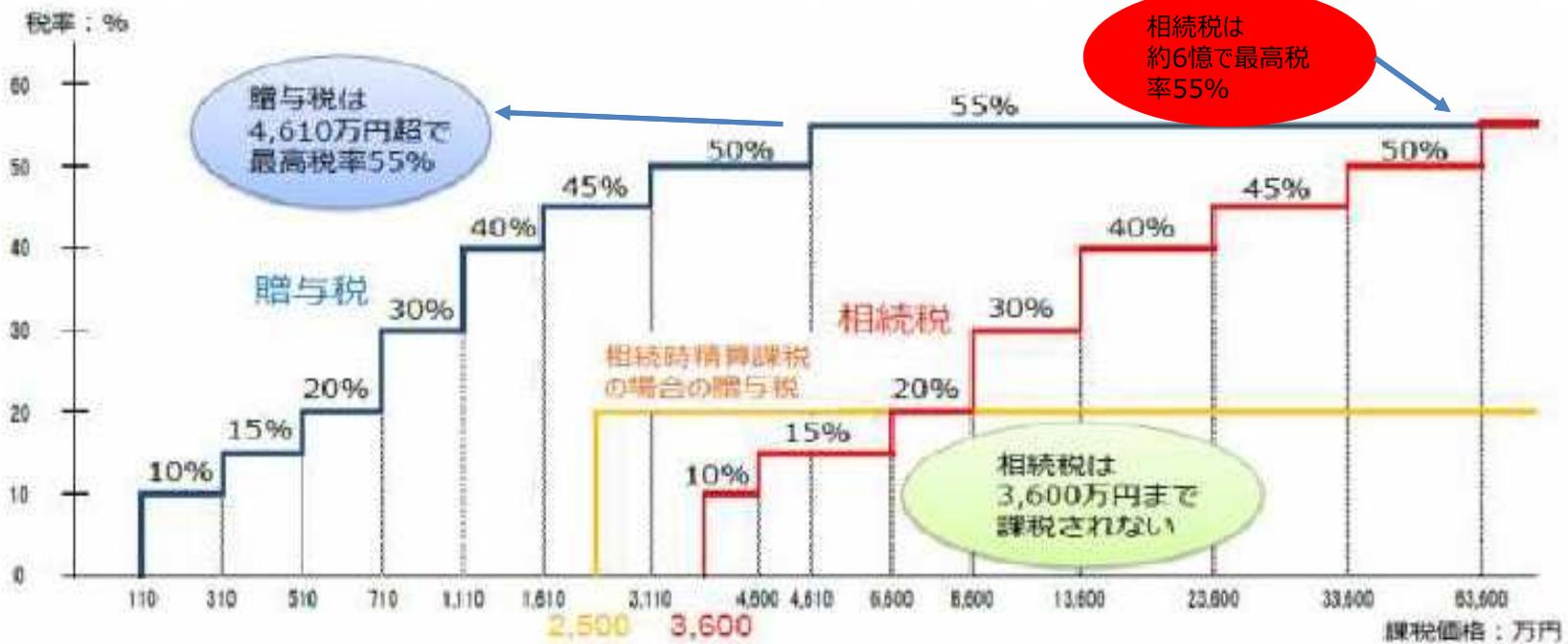
	【改正前】	【改正後】
控除期間	13年	13年
居住要件	<ul style="list-style-type: none"> □ R2.12/31までに居住 または □ 一定の日(※)までに契約した場合は、R3.1/1～R3.12/31の間に居住 (※)新築：R2.9/30まで 増改築：R2年11/30まで 	<ul style="list-style-type: none"> □ 一定の日(※)までに契約した場合は、R3.1/1～R4.12/31までの間に居住 (※)新築：R2.10/1～R3.9/30まで 増改築：R2.12/1～R3.11/30まで
面積要件	床面積が50㎡以上の住宅	床面積が 40㎡以上 の住宅
所得要件	控除の適用を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下	控除の適用を受ける年の合計所得金額 <ul style="list-style-type: none"> ・床面積40㎡以上50㎡未満の住宅 1,000万以下 ・床面積50㎡以上の住宅 3,000万以下

③ 資産税関係

○（資産税）相続税と贈与税の一体課税について【課題点】

【課題点】

- 贈与税は相続税の補完税としての性格を有しており、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与対策に対して抑止力となっている。
⇒本来は相続時に課税すべきであるとの考え方（生前贈与への抑止）
- ただ現在の税率構造では、富裕層による財産の生前により分割贈与を通じて行われる、税負担回避（節税対策）を防止するには限界がある状況。
⇒富裕層ほど生前贈与の対策を行うことにより、税負担回避が可能（贈与と相続の税率差）

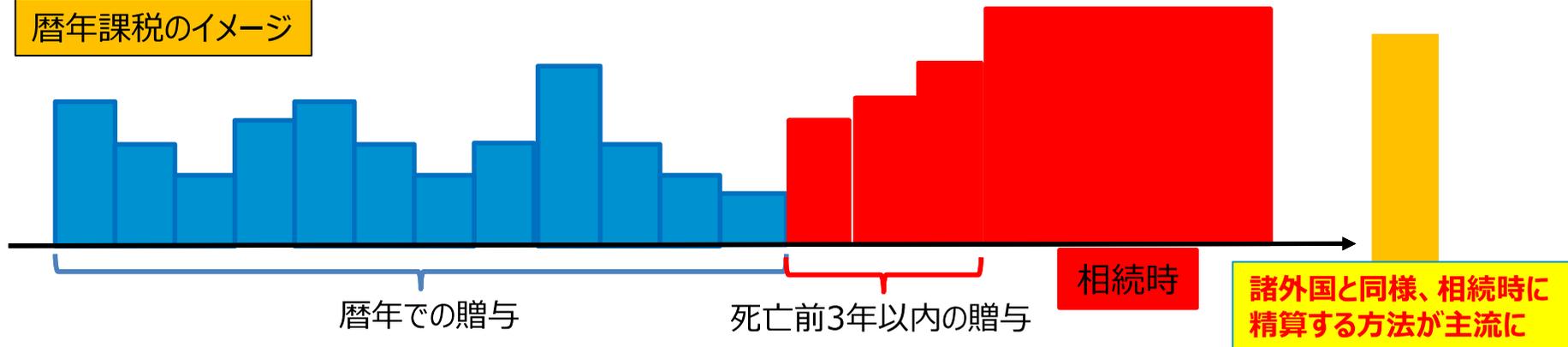


○（資産税）相続税と贈与税の一体課税について【課税方式】

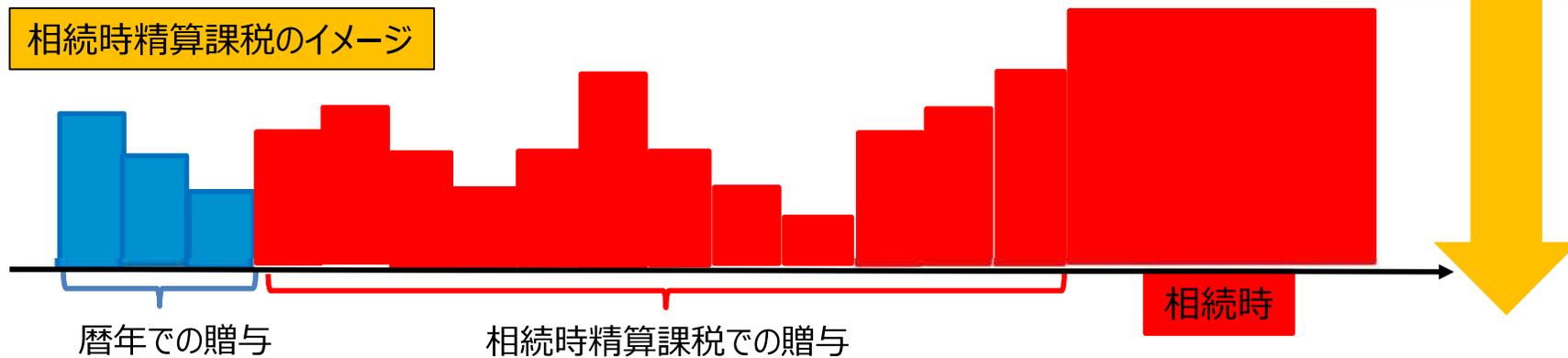
【日本の課税方式】

	基礎控除額（非課税）	税率	相続税との関係
暦年課税	暦年ごとに110万円	累進税率	相続前3年以内の贈与のみ清算
相続時精算課税	一生で2,500万円	20%	適用財産すべて精算

暦年課税のイメージ



相続時精算課税のイメージ



○（資産税）教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し

【内容】

一体課税の見直しの観点から、生前贈与の特例となる「教育資金の一括贈与」について、非課税措置の見直しが行われることになる。

	改正前	改正後
適用時期	2021年3月31日まで	2023年3月31日まで
相続財産への加算	贈与から3年経過後は死亡時の管理残額は加算されない	信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合には、その死亡までの年数に関わらず、 管理残額を受贈者が相続により取得したものとする ※ただ下記のいずれに該当する場合は除く <input type="checkbox"/> 受贈者が23歳未満 <input type="checkbox"/> 学校等に在籍している <input type="checkbox"/> 教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講
相続税額の2割加算	孫に対する2割加算は適用されない	上記相続により取得したものとする管理残額について、子以外の 直系卑属（孫など） に相続税が課税される場合は、 相続税額の2割加算の対象とする。

※制度趣旨と異なる場合（必要資金以上の一括贈与）には、相続税として精算対象となる。

適用時期：令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用される。

○（資産税）結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し

【内容】

一体課税の見直しの観点から、生前贈与の特例となる「結婚・子育て資金の一括贈与」について、非課税措置の見直しが行われることになる。

	改正前	改正後
適用時期	2021年3月31日まで	2023年3月31日まで
受贈者の年齢要件	20歳以上	18歳以上
相続税額の2割加算	孫に対する2割加算は適用されない	贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、当該贈与者の子以外の直系卑属（孫など）に相続税が貸される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。

※比較的少額の資金贈与により対応できるため、利用件数が少ない（制度廃止も検討されている）

適用時期：令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用される。

④ 納税環境関係

○（納税環境）国税・地方税関係書類における押印義務の見直し【緩和】

【内容】

行政改革に伴い、国税・地方税関係書類への押印範囲の見直しが行われる。

	改正前	改正後
国税	税務書類を税務署等に提出する場合には押印が必要（国税通則法第124条）	下記の場合を除く、原則は押印不要 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書の提出が必須となる書類（担保提供、物納手続関係書類） <input type="checkbox"/> 財産の分割の協議に関する書類（遺産分割協議書）
地方税	地方自治体の様式によっては押印が必要	押印不要

適用時期：令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用する。

※仮に法施行日前において、押印がない税務書類を提出したとしても押印押印を求めないとされた。
 ⇒事実上、今後税務署等へ提出する申告書等の書類については、押印が不要となる。

○（納税環境）電子帳簿等保存制度の見直し【緩和】

【内容】

国税関係帳簿書類の「電磁的記録」「スキャン保存」による保存制度の簡素化が行われる

「電磁的保存」「スキャン保存」とは



【緩和内容】

事前の申請手続きから税務署からの承認が必要であったが、**届出（承認不要）**を行うことにより適用ができることになる。

適用時期：令和4年4月1日以後備え付けを開始する国税関係書類について適用される。

どんな些細な疑問でも、ご相談ください！！
事務所一丸となって、
課題解決に全力を尽くします！！

ご清聴ありがとうございました！